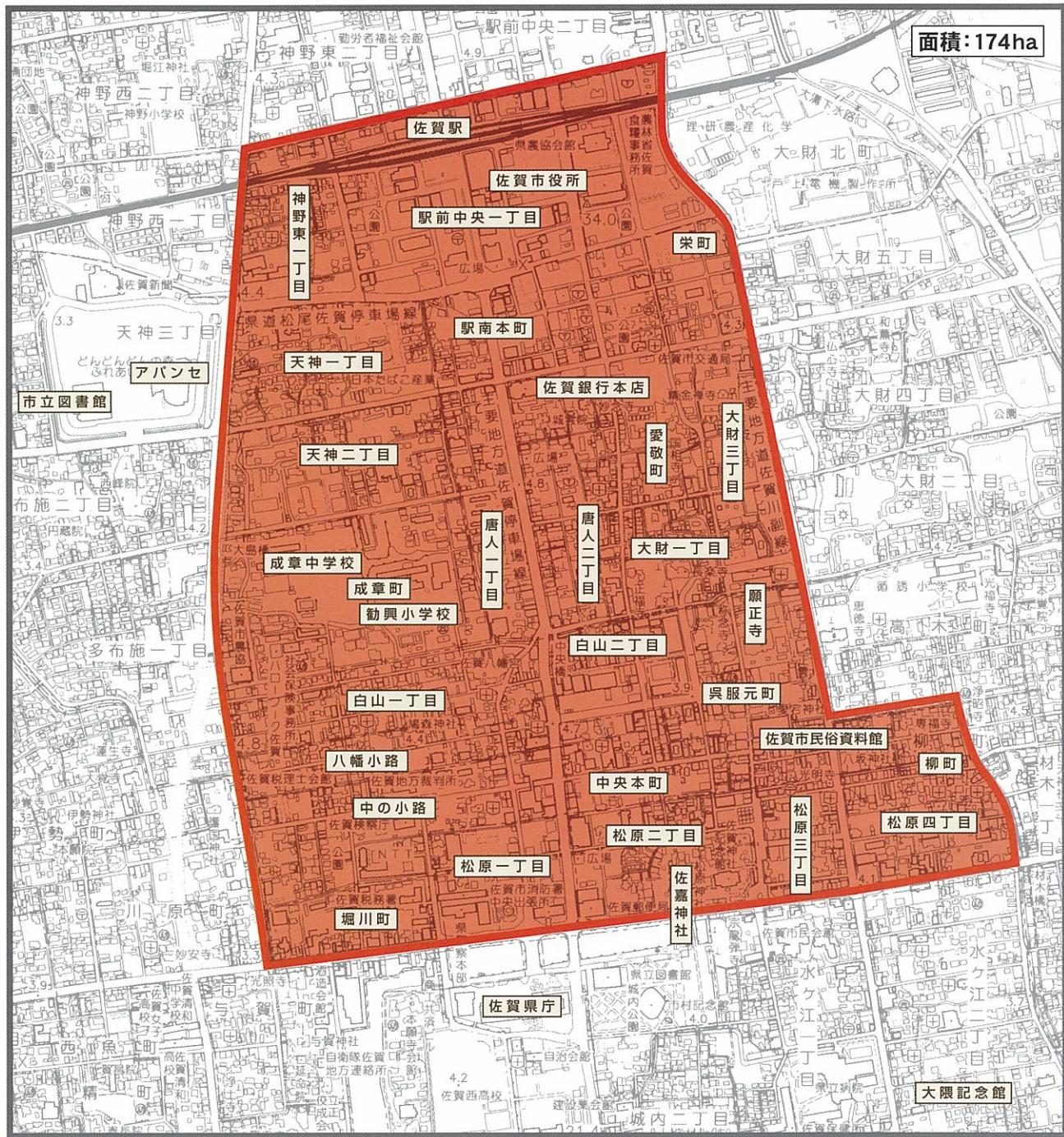


3. 中心市街地の位置、区域

【1. 設定の条件】

1. 相当数の小売商業者や都市機能の集積があること
2. 市の中心性が認められること
3. 市の都市活動の確保や経済活動の維持に必要な地域であること
4. 当該地域を活性化することが周辺の発展に有効かつ適切であること

【2. 佐賀市の中心市街地活性化のエリア】



3. 中心市街地の位置、区域

【3.当該エリアを中心市街地とする理由】

1. 駅前の業務地区とメインストリートである中央大通りが含まれること
2. 主要な都市機能が集積し、ある程度の社会基盤の整備が済んでいること
3. 佐賀市の歴史に基づく観光地が含まれること
4. 器としての空き店舗が多数存在すること
5. 交通の結節点である佐賀駅バスセンターがふくまれること
6. 地域らしさを具現化する場としてほかには考えられないこと



H10年度策定の中心市街地活性化基本計画エリアとの比較 (88ha⇒174ha)

- 中心市街地活性化を中心商店街活性化に限定せず、活性化の定義を街を多くの人が歩くこととしており、中心市街地への居住や通勤通学による流入が大きな要素となっている。このため、特定中心市街地のエリアを商業地だけでなく、隣接する業務地域、住居地域まで拡大した。
- 中心市街地の活性化策を展開するにあたり、施策の効果測定が適正にできるよう町区境で区切られた、わかりやすい範囲とした。